

利晶学園小学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校では、全教職員がかけがえのない児童の理解を基盤として教育活動に臨んでいるところであり、人として人を思いやることができる児童の育成をめざしているが、いじめが発生した場合は、重大な人権侵害事象の発生であるという認識のもと、全教職員が組織的に解決に向けて取り組む。

取り組むにあたっては、いじめはもちろん、いじめを囃し立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという姿勢をもち、どんな些細なことでもいじめられた児童の立場に立って、親身になって相談を受けることから取り組みを始めたい。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することにつながると考える。また、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、一人ひとりが多様な個性をもつ児童の健やかな発達を支援するという児童観、指導観に教職員自身が立ち、指導することが重要である。

いじめは決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にもどの学校にも起こり得る事象である。いわんや本校においても同様である。

本校の教育目標（「高い志、挑戦、貢献、未来創造」～自らの能力や個性を生かし、創造的に生きることによって、社会に貢献し世界で活躍する人材の育成～）を着々と実現するためにも児童にとっていじめのない健全な教育環境づくりに継続的に取り組んでいく所存である。

また、人と人との関わりに関しては、家庭の考え方が児童に反映することから、学校と家庭が互いに児童観・指導観を共有し、一体となって対応することが重要となる。従って、学校は日頃より教育指針を広く伝え、常に家庭との連携を保ちながら教育活動を進めていくことが大切である。

そこで、利晶学園小学校は、「いじめ防止対策推進法第13条」及び大阪府「いじめ防止基本方針」（令和4年改訂版）に基づき、ここに『利晶学園小学校いじめ防止基本方針』を定める。また、年間計画通りに進行できているかどうかのチェックや取り組みの成果と課題の検証及び基本方針自体の見直しについても取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、本学に在籍する等一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学年・

学級の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

また、「攻撃」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

さらに、「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

以上のように、いじめは、児童一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在でありながら、それによって、当該児童の教育を受ける権利が著しく侵害され、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名 称

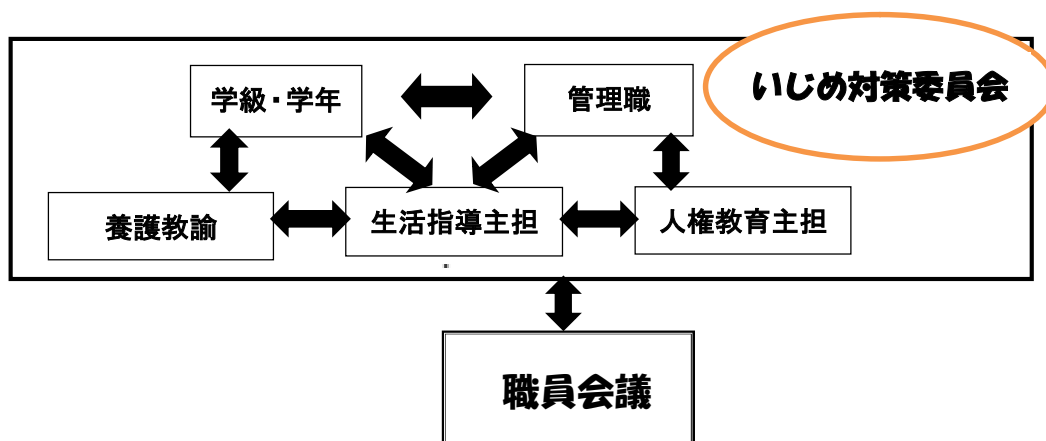
いじめ問題について検討・対応する組織を「いじめ防止対策委員会」とする。

(2) 構成員

管理職、生活指導主担、該当学年団、養護教諭、人権教育主担

(3) 組織図

① 事案発生



(4) 役 割

- ①「利晶学園小学校いじめ防止基本方針」策定
- ②いじめの未然防止策
- ③いじめの対応
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施
- ⑥各取組の成果と課題の検証
- ⑦「利晶学園小学校いじめ防止基本方針」の見直し

4 年間計画

本校基本方針に沿って、年間を通して以下のように「いじめ対応」を実施する。

利晶学園小学校 いじめ防止年間計画		
	児童・保護者	学校全体
4 月	○保護者・児童へ相談窓口の周知 ○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○学級開き ・クラスのめあて作成 ・「なかまづくり」の取り組み ○春の遠足・校外学習 ○6年修学旅行 ○「生活アンケート」実施	○年度初め拡大いじめ対策委員会 ・年間計画の確認 ・アンケート結果の引継ぎ ・課題の整理確認 ○児童理解に関わる研修 ○「学校いじめ防止基本方針」HP更新 ○「学び合い、高め合う」授業研究① ○「学校いじめ防止基本方針」趣旨説明 ・若葉会総会時 ・文書配布 ○道徳の時間でのいじめに関わる授業計画立案
5 月	○レインボー（縦割り）活動の開始 ○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議 ○運動会での取り組み ○「生活アンケート」実施	○「学び合い、高め合う」授業研究② ○運動会に向けた配慮の確認
6 月	○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議 ○「生活アンケート」実施	○「学び合い、高め合う」授業研究③
7 月	○保護者懇談 ・学校、家庭での児童に関わる情報交換 ○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議 ○宿泊学習での取り組み ○「生活アンケート」実施	○長期休業を迎えるにあって、気になる児童からの聞き取り、フォロー ○学期末いじめ対策委員会 ・2学期からの対応を検討 ・宿泊行事の対応検討
8 月		○「学び合い、高め合う」授業研究④

9 月	○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議 ○レインボー遠足(全学年)での取り組み ○「生活アンケート」実施	○学期初めいじめ対策委員会
10 月	○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議	
11 月	○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議	○「学び合い、高め合う」授業研究⑤ ○「学校アンケート」の作成
12 月	○保護者懇談 ・学校、家庭での児童に関わる情報交換 ○「学校アンケート」実施 ○「生活アンケート」実施 ○人権週間	○長期休業を迎えるにあって、気になる児童からの聞き取り、フォロー ○「学校アンケート」回収 ○学期末いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期からの対応を検討
1 月	○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議 ○「生活アンケート」実施	○学期初めいじめ対策委員会 ○「学校アンケート」の分析 ○「学び合い、高め合う」授業研究⑥⑦
2 月	○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議 ○レインボーまとめの活動 ○「生活アンケート」実施 ○教育相談(スクールカウンセラーによる) ○メンタルサポート会議	○「学校アンケート」報告
3 月	○「生活アンケート」実施	○学期末拡大いじめ対策委員会 ・年間取り組みの検証と次年度に向けての取り組み ・長期休業を迎えるにあって、気になる児童からの聞き取り、フォロー

※教職員対象研修・・特別支援教育研修・人権教育研修など

※事例に応じてケース会議・いじめ防止対策委員会を行う

5 取り組み状況の把握と検討（PDCA）

（１）いじめ対策委員会の開催

いじめ対策委員会は、少なくとも各学期の初めと終わり或は長期休業中に開催し、取り組みが計画どおりに進行しているか、いじめに関わる対応がスムーズにできているかについて検討し、対応に不備があった事例を検証して、必要に応じて学校基本方針や実施計画の見直しを図る。

（２）「学校アンケート」「生活アンケート」

「学校アンケート」「生活アンケート」をうまく活用し、児童理解を深めているか、取り組みが進んでいるかどうか、その効果を検証する。

（３）教育相談とのかかわり

相談内容によっては、「教育相談」について保護者理解を深め、いじめ対応に生きるものになるよう、校内関係機関の報告・連絡・相談機能を高める。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みのなかで、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめ防止のための措置

（１）いじめについての共通理解

これまでもいじめが起きた場合の対応方針、組織については策定していたが、起きてからの対処が中心となっていたことの反省の上に立って、今後、いじめが起きないようにするため、児童をいじめに向かわせないために、どのような組織で、どのような取り組みをどのように行うかという計画を立案する。また、これまでの取り組みを全職員が関わりながら再構築することによって、いじめに対して共通の理解を持ち、何のためにどの取り組みを行うのかという共通の認識で、意識的に取り組むことによって、取り組みの充実進化を図りたい。教職員の温度差をなくし、組織として全員で取り組むことが何よりいじめ撲滅に繋がる。

児童に対しては、これまでも道徳の時間、学級活動等学級単位の指導を行ってきた

るが、人間関係のトラブルが起きやすい時期や指導の効果的な時期を踏まえるなどして、年間計画に位置付けたうえで、どの学年どの学級においても必ず指導するようにし、児童に着実に意識づけることによって、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成していくことが大切である。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。また、知識や情報として知っていたとしても、自分の気持ちや態度を抑えられない児童は少なくない。

特に年齢に見合った社会性が育っていない児童に対して、授業や学校行事、様々な交流体験の場で、教師が意識して、彼らが活躍できる場を設定していく必要がある。自分も認めてもらっている、自分も大切にされているといった思い（自己有用感）があって初めて、他者を認めたり大切にしたりできると考える。特に、学校の中で一番多く時間を占める授業の中でこそ、すべての児童が自己有用感を持つことができる展開に向けて、授業改善を進めることが必須である。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ストレスの症状には、イライラ感、無気力感、身体の不調等があげられる。ストレス症状をもたらす要因（原因）となるものをストレスサーと表現する。児童にストレスをもたらす最大のストレスサーは、友達関係にまつわる嫌なできごと、次いで人に負けたくないという過度の競争意識である。これらは、いじめに結び付きやすい不機嫌怒りストレス（症状）を高めることがある。

①授業づくり

児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間である。授業が児童のストレスサーになっていないか、授業の中で児童のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に児童の不安や不満が高められていないかということが、授業改善の大きなポイントである。だからこそ、どの子どもが居所を感じ、どの子どもが参加でき、自己有用感をもてる授業づくりを進めることが必要である。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかい等は児童の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。授業の中でこそ、生徒指導が図られるべきものである。生徒指導でいうところの「居場所づくり」「絆づくり」を授業の中で可能にすることこそが、真の授業づくりであり授業改善であると考ええる。

②集団づくり

いじめ未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めて

いくことから始まる。「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童が様々なストレスに囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減少する。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくり出していくことができる。それが未然防止の第一歩である。

③ストレスに適切に対処できる力の育成

前述のように、友達関係のストレスは勉強に関するストレスと共に大きな要因である。そこで、友達関係、集団づくり、社会性の育成が大変重要になり、授業以外では、それらに関わる体験的行事（社会体験・交流体験）が必要となる。そこで、年間を通じて、或は小学校生活6年間という長いスパンで、計画的に取り組みを配置し、児童が自ら気づき学ぶ機会を提供していくことが必要である。このことから、本校では、「基礎学力の充実（授業づくり）」（グループ・ペア学習、モジュール学習による聴く力、考える力、集中力、協調性等の育成）を中心に、「幅広い体験学習」（レインボータイムの縦割り活動、全学年での宿泊学習等による社会性、協調性の育成）、なかんずく毎日の生活の中で、当たり前のことを当たり前にする「しつけ教育」は重要である。「進んで掃除をする人は相手に感謝できる人です。そして、笑顔であいさつできる人は、相手に心を開くことができる人です。」という指針を児童と教職員及び保護者が共通理解をして取り組み続けることによって、必ずやストレスに適切に対処できる力をもった児童の育成が実現できると考える。

④教職員の心構え

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることはあってはならない。深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじめている児童やまわりで見ていたり、囁し立てたりしている児童の行動を容認することになりかねない。障害をもつ児童（発達障害も含む）についての理解を深めることも認識や言動を改める上で必要なことである。

また、「子どもというものは、いじめたりいじめられたりしながら成長していくものだ」とか「いじめられたおかげで強くなることもある」となどという間違った認識によって、いじめを正当化することはあってはならない。人の成長にとって、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってよいはずはない。

児童にとっての人的環境にあるすべての大人は、このことをしっかりと心がけたい。

（４）自己有用感や自己肯定感の育成

知識や情報として知っていたとしても、自分の気持ちや態度を抑えられない児童は少なくはない。年齢に見合った社会性を育てるべく社会体験、交流体験の場を設定すると共に、質の高い体験をすることによって目的に迫りたい。相手の存在や尊厳を認める

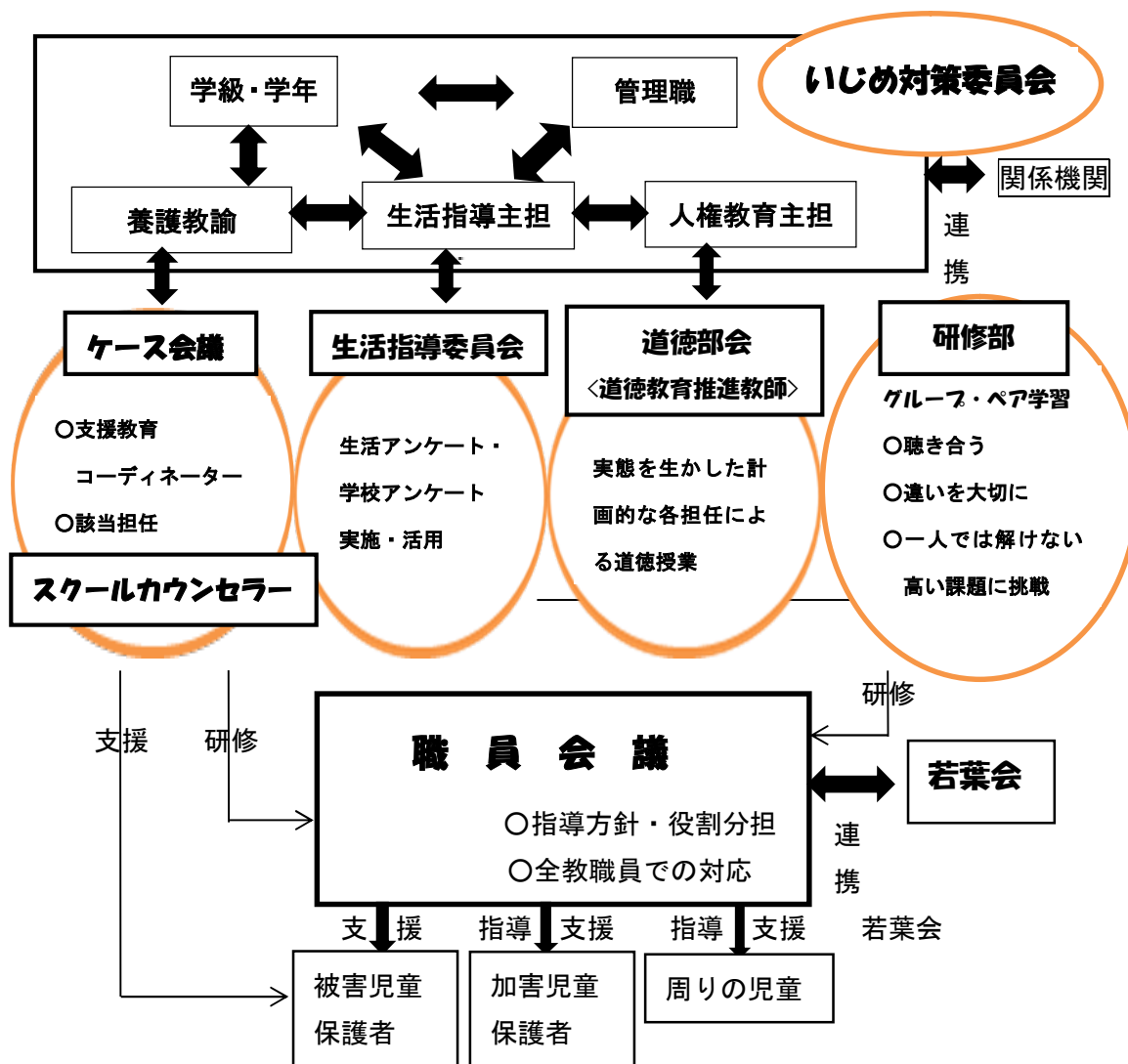
ことのできる児童は、自分自身も他者から認められていたり、認められた体験を持っていたりする児童（自己有用感を獲得している児童）である。自分も認めてもらっている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりすることができると考えられる。

（５）いじめについての学び

児童自身が自らの環境におけるいじめの実態を認識し、自分たちの問題として受け止めることが重要である。そして教職員としては、児童が自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが必要である。その結果、生まれた取り組みについては、すべての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを教職員は、チェックするとともに、活動を支える役割に徹することが重要である。

(6) いじめ防止体制

利晶学園小学校いじめ防止体制



第3章 早期発見

1 基本的な考え方

早期発見の基本は、次の3つである。

- ①教職員が児童のささいな変化に気づくこと
- ②気づいた情報を確実に共有すること
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること

児童の変化に気づかずにいじめを見逃ごしたり、せっかくながら見逃がしたり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

また、いじめの特性として、いじめにあっていて児童がいじめを認めることは恥ずかし

いと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。さらに、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しい状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえに児童が示す小さな変化や危険信号を見逃してはならない。担任一人が抱え込むことなく、より多くの情報の中でいじめを早期認知するために、教職員全体が積極的に情報交換し情報を共有することによって、早期対応する必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 日々の見守り

朝の健康観察、日記、授業中や休み時間の児童同士が関わる様子等これまであたり前のこととして行ってきたこと、何気なく行ってきたことを意識的組織的積極的に行うことが大切である。気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった時は、メモをしたり、職員で目撃情報を集約したりする。それらを基にして必要に応じて児童に聞き取りをし、その後の対応を考える。ささいだと感じる情報についても放置することなく、少なくとも学年に関わる教師集団によって検討し、管理職や職員会議等、全体の場合への報告を行う。様々な目を通して、その深刻性を確かめる必要がある。さらに、保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握する。

本校でも担任から学年、学年主任から運営委員会、職員会議という組織運営の中で、児童の活動のみならず、その中での児童の今ある姿を話題に取り上げ、現状把握に努める必要がある。

(2) 保護者との連携

学校は経営方針をもって教育活動を展開するものであるが、真摯に保護者からの相談や情報を受け止めることが必要であり、その体制を設置することが必要である。現在、毎月数回、教育相談日を設け、保護者・児童の様々な疑問・不安に応えようと取り組んでいる。積極的な利用を望んでいる。また、保護者と学校が子どもを見守る視点を共有し、協働することによって子どものよりよい成長に携わることができるよう互いに努力し取り組みを進める必要がある。

(3) 定期的な調査

いじめの被害者がいじめに関して自ら相談するというのは、なかなか難しいことである。とりわけ、「暴力を伴わないいじめ」の場合、第三者に話すことすら苦痛や屈辱と考えることもあるかと思われる。相談してくれた場合、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることがないよう、真摯に学校全体として対応する必要がある。

「暴力を伴わないいじめ」は、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まることが少なくない。いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではない。運よく調査で発見できる場合もあるが、特別な調査に依存する前に、何より教職員が普段から意識して児童を見守

ることから始めたい。しかしながら、定期的実施することによってより早期発見の機会を高めたい。

現在、毎月の生活アンケート実施と分析・対応を行っている。

(4) 相談体制の周知

基本は、児童・保護者が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、組織として課題を取り上げ対応できるよう体制を確立する。代表相談窓口としては、管理職・養護教諭である。

また、組織が適切に機能しているかどうか、定期的に体制を点検することも必要である。個々の事案については、それに応じた柔軟かつ適切な対応を行う。ただし、あくまでも組織としての対応を行う。なお、相談内容については、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うこと等に留意する。

第4章 いじめの対応に対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然である。一方、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し、指導に当たることは、再発防止に大切なことである。いじめ行為には決して妥当な理由は存在しないが、いじめた児童が深刻な課題を有している場合もあり、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者からの支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を事態に応じて検討し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるべく実施する。児童に対しては、臨時の学級会や集会、必要な場合は保護者会を開催し、事実を正しく伝え、よりよい対応について協力を求める。

そのような事象に関係した児童が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切であると考ええる。

いじめの被害児童、加害児童、いじめを見ていた児童の支援と指導については、何より保護者と共通の認識をもつために徹底して話し合い、連携して取り組むことが重要である。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

判断に迷う行為や兆候ではなく、暴力的な行為や暴力を伴ういじめについては、速やかに止めることを最優先する。発見者のみならず、複数の教職員で対応することもある。また、児童が遊びやふざけと言おうとも、暴力的行為は止める。その後、何が起きていたの

か、どのような対応を行ったかを担当者及び管理職に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

いじめとして対応すべき事案か否かは、保護者等関係者と情報交換し、話し合い、学校が判断することとする。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

いじめであると判断したら、被害児童のケア、加害児童の指導等、問題の解消まで学校が責任を持って関わる。問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に行うことで達成されるものではなく、児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。このように、通常考えられるいじめ対応は、学校が組織的に行う。

ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、関係諸機関に相談する等、対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、「重篤ないじめ」と判断される場合は、必要な措置を行う。なお、校長は事前に事実確認の結果及び対応について、学園本部に報告し、被害・加害児童の保護者に連絡する。

3 ネット上のいじめ対応

(1) ネットいじめ

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、児童のパソコン、携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。また、ICT教育を積極的に推進している本校にとっては、児童に情報モラルを身に付けさせることは大きな課題となる。よりよくICT教育を進めるためには、保護者の理解と協力が不可欠である。

ネットいじめとは、パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。匿名性により自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷を書き込み、一方、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思う等、心理的ダメージが大きい。また、画像等一度流出した個人情報、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

①未然防止の指導

家庭ではフィルタリングだけではなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行う必要がある。特に、携帯電話等を持たせる必要性について児童と共通理解をすることが大切である。

インターネットへのアクセスは、トラブルの入り口に立っているという認識や知らぬ間に個人情報を流出してしまうといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識も持たせる必要がある。

「ネット上のいじめ」は、他者に深刻な影響を与えるということを認識させる必要がある。

②早期発見

家庭では、メールを見た時の表情の変化等、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づいた場合、躊躇なく問いかけ、即座に学校へ連絡、相談してほしい。被害を受けている児童が発するサインを見逃さない等、学校と保護者との連携が必要である。

③情報モラルに関する指導

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行うことが重要である。すなわち、匿名で書き込みができるなら、自分だと分からなければ、誰にも気づかれなかったら、見られていないから、あの子がやっているなら、動画サイト等で目立ちたい等という間違った心理に気付かせることが重要である。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- ・匿名であっても書き込みをした人は、特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれており、多額の請求をされたり、知らない間に犯罪に関わっていることがある。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者が自殺にまで至ることがある。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できない。

④早期発見・早期対応

関係機関と連携したネット上の書き込みや動画等への対応が必要である。書き込み・画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む。

学校、保護者だけでは解決が困難な場合は、警察等の専門機関との連携が必要になる。被害の拡大を防ぐためには、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。また、保護者に、ネット上のいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいとの理解を求める。

ネット上のいじめの発見、児童・保護者からの相談

ア 書き込みの確認 ・掲示板のアドレスの記録

- ・書き込みをプリントアウト
- ・携帯電話の場合は、デジタルカメラで撮影

イ 掲示板の管理人に削除依頼

⇒削除されない場合、管理人の連絡先が不明な場合

- ・掲示板のプロバイダに削除依頼

⇒削除されない場合

- ・削除依頼メールの再確認
(警察へ相談、法務局、地方法務局に相談)



削除確認、児童・保護者への説明

ウ 児童への指導のポイント

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為である。
- ・匿名で書き込みはできるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪であり、警察に検挙される。

チェーンメールの対応

チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと、受け取った人は迷惑をし、友達関係を損ねるので絶対に転送しないこと、内容により「ネットいじめ」の加害者となることを知らせる。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起きやすい・起きている集団のチェック

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりごみが落ちている。
- ☐ グループにすると机と机の間に隙間がある。
- ☐ 絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- ☐ 授業参観者に対する目線がきつい。
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- ☐ 授業中、教職員に見えないように手遊びしたり、消しゴムを投げたりしている子が多い。
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- ☐ 自分たちでグループ分けすると特定の子どもが残る。
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。

いじめられている児童のチェック

☆日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる。
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている。
- ☐ いつも人の行動を気にして目立たないようにしている。
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない。
- ☐ 顔色が悪く元気がない。
- ☐ 遅刻・早退・欠席が増える。
- ☐ とときどき涙ぐんでいる。
- ☐ 腹痛等体調不良を訴えて保健室に行きたがる。
- ☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。

☆授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友達から冷やかされる。
- ☐ 一人でいることが多い。
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである。
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる。
- ☐ 学習意欲が減退し忘れ物が増える。
- ☐ 教職員の近くにいたがる。
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり陰口を言われたりする。

☆給食時

- ☐ 好きな物を他の児童にあげる。
- ☐ 他の児童の机から机を少し離している。
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- ☐ 食べ物にいたずらされる。

☆清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての役になっている。

☐一人で離れて掃除をしている。

☆その他

☐トイレ等に個人を中傷する落書きがされている。

☐持ち物や机、ロッカーに落書きされる。

☐持ち物が隠されたり、壊されたりする。

☐理由もなく成績が突然下がる。

☐服に靴の跡がついている。

☐手や足にすり傷やあざがある。

☐ボタンがとれたりポケットが破れたりしている。

☐けがの状況と本人のいう理由が一致しない。

☐必要以上のお金を持ち友達におごるなどする。

いじめている児童のチェック

☐多くのストレスを抱えている。

☐家や学校で悪者扱いされていると思っている。

☐あからさまに教職員の機嫌をとる。

☐特定の児童にのみ強い仲間意識を持つ。

☐教職員によって態度を変える。

☐教職員の指導を素直に受け取れない。

☐グループで行動し、他の児童に指示を出す。

☐他の児童に対して威嚇する表情をする。

☐活発に活動するが他の児童にきつい言葉をつかう。

2014 年 3 月 12 日発行

2017 年 10 月 2 日改訂

2024 年 4 月 17 日改訂